

部分耐震改修工事における部分評点の計算方法

1 計算の概要について

特定居室を構成する壁構面において囲まれた範囲を対象として、その面積に応じた地震に対する必要耐力及び存在耐力を算出し、当該範囲におけるX方向及びY方向における部分評点を算出する。

○特定居室:1階にあり、直接外部へ避難できるドアや掃きだし窓等があり、寝室を含む範囲で囲まれた部分

2 計算の流れについて

- 1 部分評点を計算する特定居室を設定する。
- 2 特定居室の面積、耐震診断条件から、特定居室の『部分必要耐力』を算出する。
- 3 特定居室の壁要素の仕様から『部分存在耐力』を算出する。
- 4 部分評点を算出する。

$$\text{部分評点} = \text{『部分存在耐力』} / \text{『部分必要耐力』}$$

(判定)

$$\text{部分評点} \geq 1.5$$

3 その他注意事項

改修を行うことにより、建物全体の上部構造評点が悪くなることは認められません。部分評点を確保するために、一部の壁を極端に強くすると、その壁に応力の集中が生じ、建物全体の耐震性能を低下させることが考えられます。設計者の適切な判断をお願いします。